

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年二月十三日社員総会の決議並びに群馬県知事の認可により、令和八年八月十七日をもって解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十五日

群馬県太田市別所町九八番地の三

医療法人栄和会とはクリニク

清算人 本橋 和夫

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年八月八日岐阜地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十五日

岐阜市早苗町一丁目一四番地

宗教法人岐阜出雲大社

清算人 弁護士 幅 隆彦

連絡先 岐阜市上竹町二一 幅法律事務所

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年六月二十二日開催の社員総会の決議並びに鳥取県知事の認可により、令和八年八月二十七日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十五日

鳥取市扇町一一番地三

医療法人明徳整形外科

清算人 明徳 政裕

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年六月一日開催の臨時社員総会の決議並びに山梨県知事の認可により、令和八年八月十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十五日

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

令和八年九月十五日

大阪市西淀川区御幣島町六丁目一三番八九号

記

株主名簿上の株主の氏名または名称及び住所
植田 信次 兵庫県川辺郡猪名川町伏見台一丁目一番五三三

令和八年九月十五日

山梨県中巨摩郡昭和町西条四三三〇番一

医療法人優聖会

清算人 五味 真里

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年三月二十日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により令和八年八月二十五日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月十一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十五日

東京都江東区東陽二丁目三番三六〇九号

医療法人社団滋北会

清算人 中島 京子

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年八月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年九月一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十五日

奈良県磯城郡田原本町大字新町五二番地三

医療法人社団小阪内科クリニク

清算人 小阪 俊文

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年八月五日、高松地方裁判所丸亀支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月十一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十五日

香川県丸亀市川西町北二二九三番地の二

宗教法人修善寺

アット丸亀ビル二階和田節代法律事務所

清算人 弁護士 和田 節代

株式会社植田鉄工所

代表取締役 植田 昌克

株式の種類及び数

普通株式 一九八三六株

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県栗原市一迫字川口新町三二番地、最後の住所仙台市泉区黒松三丁目二番一四一〇四号 被相続人 亡 高橋 久喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十五日

仙台市青葉区一番町二丁目七番一二号三階

法律事務所ボリス

相続財産清算人 弁護士 布木 綾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県加須市南大桑三三〇五番地、最後の住所埼玉県加須市川口三丁目一番地二七 被相続人 亡 小林 博之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十五日

埼玉県さいたま市南区南浦和二丁目三九九番一八号第六大雄ビル四階A弁護士法人M o n t e 南浦和法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小林 史芳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市中央区上落合六丁目一〇六九番地一一、最後の住所埼玉県さいたま市中央区大字下落合一〇〇六番地アーバンハイツ与野一一二〇五号 被相続人 亡 鈴木 康弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二十六日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十五日

事務所さいたま市中央区本町東二丁目一番七号さいたま新都心法律事務所

相続財産清算人 弁護士 岡本 弘哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県所沢市大字北秋津一九一番地、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 山崎 健

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十五日

埼玉県所沢市くすのき台三丁目一番地の二

三島山ビル二階埼玉所沢法律事務所

相続財産清算人 弁護士 西本 昌弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県茂原市長谷一〇二九番地、最後の住所千葉県茂原市長谷四六四番地一 被相続人 亡 山田喜久雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十五日

事務所千葉県中央区中央三丁目三番八号日進センタービル七階 松本・山下綜合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 岡田 知也

第13期決算公告

令和8年9月15日
東京都千代田区霞が関三丁目2番6号
東京倶楽部ビルディング
TMF Group株式会社内

Red Mills Japan株式会社

代表取締役 李 楠

貸借対照表の要旨(令和8年5月31日現在)

科	目		金額(千円)
	流動資産	固定資産	合計
資産部	流動資産	353,946	
	固定資産	4,883	
	合計	358,829	
負債及び純資産部	流動負債	265,452	
	固定負債	93,376	
	合計	358,829	
純資産部	流動純資産	5,000	
	固定純資産	88,376	
	合計	93,376	
その他	その他利益剰余金	88,376	
	うち当期純利益	(13,144)	
	合計	358,829	